

コアカリキュラム

設問 1

○主要な犯罪類型（たとえば、殺人罪、強姦罪、窃盗罪、放火罪など）における実行の着手時期を具体的事例に即して説明することができる。

設問 2

○住居侵入罪の客体について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○違法目的を秘して立ち入った場合における住居侵入罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

設問 1

本問は、実行の着手についての理解を問う問題である。実行の着手については、法益侵害に至る危険性が認められた時点において実行の着手を肯定する実質的危険説が通説的となっており、判例も法益侵害の危険性に言及している（最決 S45.7.28 刑 24.7.585 参照）。このような立場に従えば、本問では、A 女がダンプカー内に引きずり込まれる時点において強姦に至る危険性があったか否かが問われることになる。他方、近時、クロロホルム事件（最決 H16.3.22 刑 58.3.187）において、最高裁は、後行行為と密接な行為であること、結果発生の客観的な危険性があることを理由に先行行為に実行の着手を肯定している。それに従えば、危険性に加え、ダンプカーに引きずり込む行為が強姦行為と近接・密接する行為であると言い得るかが問題となる。本問では、以上の理解を前提に、自らのよって立つ見解から結論を導くことが求められる。

なお、強姦罪の実行の着手が認められた場合は、X には強姦致傷罪が成立することとなる。

設問 2

本問は、住居侵入罪についての理解を問う問題である。X は強盗目的であったが A が勘違いをして招き入れた点、および、A 宅の敷地内に立ち入った点が論じられなければならない。敷地内に立ち入った点については、そこが本罪の客体である「住居」に該当するかが問題となるところ（なお「人の看守する邸宅」と解する余地もあろう）、囲繞地まで含めて「住居」であることから、塀で囲まれた A 宅庭は「人の住居」に該当することになる。その上で、X は強盗目的を秘し、A は勘違いではあるが招き入れていることが問題となるところ、判例の立場に従えば（仙台高判 H6.3.31 判時 1513.175 等参照）、A は X が強盗であることを認識していたならば自宅敷地内に招き入れることはなく、A の意思に反して X は A 宅敷地内に立ち入ったと考えることができ、侵入が認められることになろう。他方、有力説に従えば、A は立ち入りの許諾を与えており、その許諾には法益に係る錯誤が認められないことから、同意は有効となって、住居侵入罪は否定されることになる。本問では、いずれの立場に立つにせよ、客体の意義、侵入の意義、そして違法目的を秘して立ち入った場合につき、理解した上で論述することが求められる。

本問で住居侵入罪を肯定した場合は、住居侵入罪と 3 万円についての強盗罪とが牽連犯となる。